

令和3年6月3日

保護者 様

那覇市立教育研究所
所長 宮里 寧
(公印省略)

那覇市学習用タブレット端末の緊急時等における貸与について

平素より本市の教育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

G I G Aスクール構想の実現のため児童生徒1人1台の学習用タブレット端末と校内W i - F i環境を整備し、各学校において新たな取り組みが始まっています。

臨時休業時などの緊急時においても学習機会を確保することが求められていますので、学習用タブレット端末を用いて自宅でも学習できるよう一定の要件において貸与することといたしましたので通知いたします。

記

1 貸与について

- (1) 下記貸与要件のいずれかに該当した場合に貸与いたします。
- (2) 対象是那覇市立小中学校に在籍する全ての児童生徒です。

※学習用タブレット端末はアカウントにログインして使用するため、インターネット環境への接続が必須となります。下記貸与要件のうち(1)及び(2)の状況においては、W i - F i環境が家庭にない児童生徒につきましては、別紙「那覇市立学習用モバイルW i - F iルーターの貸与申請について」を参照いただき、申請を行ってください。

2 貸与要件

- (1) 感染症の拡大による臨時休校または学年・学級閉鎖の措置等で出席停止となった場合
- (2) 児童生徒の同居家族及び接触者が感染症の発症または濃厚接触者認定等により、児童生徒本人が自宅待機となった場合
- (3) その他学校長が認めた児童生徒

3 貸与期間

貸与期間は学校休業又は出席停止の期間が終了するまでとなります。

4 その他

- (1) 貸与した機器に係る電気代等は自己負担となります。
- (2) 貸与した機器の紛失、破損等が発生した場合には、基本的に保護者負担となります。
- (3) 別紙「タブレット端末を家庭で利用する際のルール」に従い、適切な管理をお願いします。

問い合わせ先
那覇市立教育研究所
情報支援 G
電話：917-3441

※ 1年生については、操作方法との学習がまだですので、今回貸与はありません。
今回の配布は、2～6年生となりますことをご了承ください。